

簡易評価型プロポーザル方式による国際交流センター「地球広場」の移転に伴う空間デザイン整備業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和8年4月30日

長岡市長 磯田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、国際交流センター「地球広場」の移転に伴う空間デザイン整備業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え契約を締結するものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 国際交流センター「地球広場」の移転に伴う空間デザイン整備業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年11月30日まで（予定）
- (3) 目的 長岡市国際交流センター「地球広場」は、平成13年度のオープン以来、外国人市民の生活相談を受ける「一元的相談窓口」機能、外国人市民の日本語教育を推進する「日本語支援」機能、外国人と日本人の交流等により多文化共生を推進する「市民啓発」機能、地域で世界を学ぶ機会を提供する「次世代教育」機能、災害時の外国人支援を担う「災害支援」機能の5つの機能を備えた施設として運営してきました。

このたび、令和8年11月14日に全館オープンする予定である「米百俵プレイス ミライエ長岡」への移転に伴い、新たに高性能のプロジェクターを設置し、世界を体感できるコンテンツを提供するとともに、国際協力等に関する展示などを行う地球広場ラボを整備・開設します。

本業務は、地球広場ラボを含む国際交流センター「地球広場」を、多様な人々が出合い・交流し、新たな学びを得られる空間にデザイン整備（設計、調達、施工を含む。）する業務を委託するものです。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 新潟県内に本社を有する事業者であり、かつ、業務の実施に際して十分な協議を行える体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

#### 4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年5月12日（火曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式1）を長岡市観光・交流部国際交流課国際交流センターに提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）も併せて提出することとします。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）又は電子メールとします。

ただし、電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

#### 5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和8年5月12日（火曜日）午後5時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができます。

質問に対しては、令和8年5月15日（金曜日）までに、質問回答書を長岡市ホームページに公表します。

#### 6 提案書の提出について

提案書は、別に定める「国際交流センター「地球広場」の移転に伴う空間デザイン整備業務委託簡易評価型プロポーザル実施要領」を熟読のうえ作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年5月26日（火曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 8部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出先 長岡市観光・交流部国際交流課国際交流センター  
住所 〒940-0062  
長岡市大手通2丁目2番地6  
市民センター1階

電話 0258-39-2714 (直通)

Email kouryu-c@city.nagaoka.lg.jp

## 7 選考方法

本市職員等で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全てに該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が提案上限額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

## 8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

## 9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に虚偽を記載した場合、著作権の不正使用等不法行為が発覚した場合は、その提案は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。
- (3) 提出された提案書は返却しません。
- (4) 提出された提案書等の著作権は提出者に帰属することとし、このプロポーザル以外の目的には使用しませんが、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき開示又は一部開示することがあります。ただし、本市において情報公開条例第6条第1項第3号に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行いません。